

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律のポイント

【改正内容】

「民間主導の自立型経済の発展」という沖縄振興の基本方針を大きく前に進めるために、沖縄振興計画の策定主体を県へ変更、一括交付金の交付など、県の主体性をより尊重した内容とするとともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置を拡充。

【施行期日】

平成24年4月1日
(一部は公布の日)

1・沖縄振興計画等

○国が「沖縄振興基本方針」を、県が「沖縄振興計画」を策定。(図1)

(4) 沖縄振興開発金融公庫の業務特例を継続

・ 固定資産税の課税標準を一部を構成する公租公課2/3とし、電気料金の一部を導入促進を支援。

(3) 電気の安定的かつ適正な供給の確保の拡充
・ 発電用の石炭(継続)及びLNG(新規)に係る石油・石炭税を免除し、電気料金の一部を構成する燃料費の低減や、環境負荷の小さなLNG火力発電所の導入促進を支援。

(1) 新たな地域制度の創設・拡充(図2)

2. 産業の振興

※県が策定する分野別計画(観光・情報通信・農林水産・職業安定)は廃止。

(2) 人材の育成等に関する努力義務規定を創設
(1) 失業者求職手帳制度等を継続

3. 雇用の促進等

名 称		観光地形成促進地域	産業高度化・事業革新促進地域	情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区	国際物流拠点産業集積地域	金融業務特別地区
対象地域等		観光地形成促進計 ↓ 地域指定	策定主体:県知事 (主務大臣の同意不要) ○計画の公表 ○計画実施状況の公表、 主務大臣への報告 ↓ 産業高度化・事業革新促進計 ↓ 地域指定 さらに、県が 事業者の計 画を認定	沖縄県知事 ↓ 主務大臣 ↓ 各地域・地区的区域の指定について主務大臣へ申請(事前に関係市町村の意見聴取) ↓ 関係行政機関の長への協議・沖縄振興審議会への意見聴取 ↓ 各地域・地区的指定			
対象業種・施設		スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設	製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、ロジ・アソシエイツ業、機械設計業、自然科学研究所に、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業等を追加	情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、小売業・製造業等のコールセンターに、「クラウド」(インターネット付随サービス)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)を追加	(所得控除) 製造業、こん包業、倉庫業に、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業を追加 (投資税額控除・特別償却) 製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業に、国際物流拠点における物資の流通に係る無店舗小売業・機械等修理業、貯蔵庫業を追加	金融業、金融関連業務(特定の自主規制業務(特定投資家向け取引所市場に係る指定アドバイザー)を追加)	
国 税	所得控除制度	—	—	—	40% 10年間	40% 10年間	40% 10年間 (直接人件費の20%を上限)
	投資税額控除	機械・装置15%、建物・附属設備8%、構築物8%(法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円)	機械・装置15%、器具・備品15%、建物・附属設備8%(法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円)	機械・装置15%、器具・備品15%、建物・附属設備8%(法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円)	機械・装置15%、建物・附属設備8%(法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円)	機械・装置15%、建物・附属設備8%(法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円)	機械・装置15%、器具・備品15%、建物・附属設備8%(法人税額の20%限度、繰越4年、投資上限額20億円)
	特別償却	—	機械・装置34%、器具・備品34%、建物・附属設備20%	—	—	機械・装置50%、建物・附属設備25%	—
関 税		沖縄型特定免税店制度	—	—	—	選択課税制度 (製品課税or原料課税)	—
地 方 税	地方交付税による減収補填措置			事業税・不動産取得税・固定資産税			
	事業所税の軽減措置			資産割1/2 5年間			

(図2) 新たな地域制度の創設・拡充

- (1) 地域文化の振興に関する配慮規定を継続
- (2) 良好的な景観の形成、自然環境の保全及び再生に関する努力義務規定を創設
- (3) 子育ての支援に関する配慮規定、障害を有する青年等に対する援助に関する努力義務規定を創設
- (4) 科学技術の振興に関する努力義務規定を拡充
- (5) 國際協力・國際交流の推進に関する努力義務規定を継続

- (1) 公共事業に係る國の負担又は補助の割合の特例、國の直轄事業の特例等の措置を継続
- (2) 一括交付金を交付する規定を創設

- (1) 地域文化の振興に関する配慮規定を継続
- (2) 良好的な景観の形成、自然環境の保全及び再生に関する努力義務規定を創設

- (1) 情報流通の円滑化及び通信体系の充実に関する配慮規定を創設
- (2) 減価償却の特例を継続
- (3) 交通の確保等に関する配慮規定を拡充
- (4) 離島の地域の小規模校における教育の充実に関する配慮規定、離島の旅館業に係る高齢者の福祉の増進に関する配慮規定を継続

4. 文化の振興等

沖縄振興計画 (策定主体: 国) (改正前)

【内容】

- ・沖縄振興の基本方針に関する事項
- ・産業振興、雇用促進、人材育成、社会資本の整備等に関する事項

【策定手続】

- ・沖縄県知事が案を作成
- ・内閣総理大臣が、沖縄振興審議会の意見を聴き、関係行政機関の長と協議して決定

【期間】 10年

分野別計画 (策定主体: 沖縄県)

- 観光振興計画 情報通信産業振興計画

- 農林水産業振興計画 職業安定計画

【内容】

- ・各分野の振興方針
- ・地域指定 (観光、情報通信産業のみ) 等

【策定手続】

- ・沖縄振興計画に基づき沖縄県知事が作成
- ・主務大臣の同意を求めることができる

【期間】 5年以下

沖縄振興基本方針 (策定主体: 国) (改正後)

【内容】

- ・沖縄振興の意義及び方向に関する事項
- ・観光・情報通信産業・農林水産業その他の産業振興、雇用促進・人材育成、社会資本の整備等に関する事項

【策定手続】

- ・内閣総理大臣が、沖縄振興審議会の意見を聴き、関係行政機関の長と協議して決定

【期間】 10年

沖縄振興計画 (策定主体: 沖縄県)

【内容】

- ・観光・情報通信産業・農林水産業その他の産業振興、雇用促進・人材育成、社会資本の整備等に関する事項

【策定手続】

- ・基本方針に基づき沖縄県知事が作成 (努力義務規定)
- ・基本方針に適合しない場合、内閣総理大臣は沖縄県知事に変更を求めることができる

【期間】 10年

※分野別計画は法定計画とせず (県が条例等に基づき自ら定めることは可能)

(図 1) 沖縄振興法制における計画体系の変更

5. 均衡ある発展

- (1) 無医地区における医療の確保のための措置を継続、無医地区以外の地区における医療の充実に関する配慮規定を創設

- (2) 離島の地域における高齢者の福祉の増進に関する配慮規定を継続

- 沖縄振興審議会の設置その他の必要な規定を継続。

(図 3)

- ・県が作成する事業計画に基づく事業に要する経費を対象に交付金を交付 (県が設ける基金の財源に充てることが可能)。

- (3) 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の一部改正 (酒税、揮発油税の軽減措置の延長、所有者不明土地の実態調査等に関する規定を創設)

- (2) 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定を創設

- (3) 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の一部改正 (酒税、揮発油税の軽減措置の延長、所有者不明土地の実態調査等に関する規定を創設)

8. 附則等

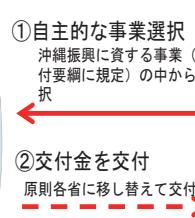
- (1) 平成34年3月31日限りで失効

- (4) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の一部改正 (沖縄振興開発金融公庫の統合期限の延長)

- (5) 駐留軍用地跡地利用に係る規定を廃止し、「返還特措法」に一元化

沖縄振興公共投資交付金

従前の沖縄振興自主戦略交付金を拡充 (全国並び) するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大し創設。



<交付率>

- ・既存の高率補助を適用

<主な対象事業>

- ・交通安全施設整備費補助金の一部 (警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部 (文部科学省)
- ・水道施設整備費補助金の一部 (厚生労働省)
- ・医療施設等施設整備費補助金 (〃)
- ・農山漁村地域整備交付金 (農林水産省)
- ・農山漁村活性化対策整備交付金の一部 (〃)
- ・農業・食品産業強化対策整備交付金の一部 (〃)
- ・水産業強化対策整備交付金の一部 (〃)
- ・社会资本整備総合交付金の一部 (国土交通省)

本法律に関する詳細については、

内閣府 政策統括官 (沖縄政策担当) 付

参考官 (企画担当) 室までお問い合わせください。

電話: 03-3581-0993 (直通)